

調剤済麻薬廃棄届（法第 35 条）

1 内容

麻薬処方せんにより交付された麻薬を、患者死亡等により遺族等から返却され、廃棄した場合は、廃棄後 30 日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を届け出なければなりません。

2 提出書類、部数

- ・調剤済麻薬廃棄届 2 部
控えを含まない部数です。控えは別にご用意ください。

3 手数料

なし

4 申請時期

調剤済麻薬を廃棄した日から 30 日以内

5 提出先

各保健福祉事務所 企画経営課

6 その他

管理薬剤師等が他の職員の立会いの下で廃棄してください。
他の医療機関や薬局で交付された麻薬も含まれます。